

令和8年度創業者応援マルシェ（仮称）企画運営委託事業 質問・回答表

番号	質問	回答
1	<p>エア遊具の設置について 屋外スペースにエア遊具の設置を検討しております。 設置予定のエア遊具のサイズは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：約3.9m ・横幅：約4m ・奥行（長さ）：約10m <p>上記規模のエア遊具を屋外スペースに設置することは可能でしょうか。 また、設置にあたり必要な手続きや安全対策、制限等がございましたらご教示ください。</p> <p>四国電力で1kwhあたり40円（最大）として計算です。 ブロー1時間使用電力 1.5kw 営業時間 10時間と仮定 電気料金1kwあたり 40円 1.5kw×10時間×40円=600円 10時間利用して600円</p>	<p>仕様書「5委託業務の内容 (7)運営上の留意事項 エ安全管理及び危機管理」において、「点字ブロック上の動線は、什器や備品等で塞がないよう徹底すること。」とあります。</p> <p>エア遊具について、点字ブロックを避け、通行の妨げにならない場所であれば設置は可能ですが、交通誘導員の配置及び環境に配慮した発電機等の準備をお願いします。</p>
2	<p>シャボン玉ショーの実施について 来場者向けのイベントとして、屋外スペースでのシャボン玉ショーの実施を検討しております。</p> <p>屋外でのシャボン玉ショーの実施は可能でしょうか。 実施にあたり制限事項や留意点等がございましたらご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>通行の妨げにならない場所であれば実施は可能です。</p>

3	<p>警備員やゴミ処理費用については、出店者で費用分担をするため、開催日当日までに出店料の徴収を検討しているが、事前の見積もり費用よりも実費が安価になった場合の残金はどのように処理すべきか。</p>	<p>仕様書「5委託業務の内容(7)運営上の留意事項 イ費用及び設置」において、「やむを得ず出店料を徴収する場合は、警備員等配置に係る経費やゴミ処理費用等の必要最低限とし、根拠資料を委託者へ提示の上、事前に協議すること。」としております。</p> <p>出店料の徴収を検討している場合は、当該業務は創業間もない事業者向けであるため、出店者の理解の得られる範囲内で出店料を設定するとともに、企画提案の段階で出店料の目安を提示してください。</p> <p>また、出店料から経費精算後の残金については、次回、開催のマルシェの経費として使用し、委託期間終了までに残金がゼロとなるようにしてください。</p>
4	<p>開業届を出していない副業でアクセサリなどを販売している方もいるが、出店者の開業届は必須条件か。</p>	<p>仕様書「5委託業務の内容(2)出店者調整 ○出店対象者」において、「新規創業者、起業希望者、新商品テスト希望者、学生、県庁各課推薦者」と定められています。</p> <p>開業届を提出していない方は、このうち「起業希望者」の枠組みで出店が可能です。</p> <p>ただし、仕様書に定める「創業5年以内程度の事業者」には含めないこととします。</p>
5	<p>創業年数は、どこまで厳格にチェックすべきか。</p>	<p>県あったかビジネス認定事業者等の委託者の把握する事業者以外の創業年数は、受託事業者の責任において確認してください。</p> <p>ただし、創業年数の根拠資料の提出を委託者が求めた場合は、速やかに提出してください。</p>

6	<p>毎回20~30店舗を集めての開催を計画しています。平日開催で出店者が集まりにくいことも想定されますが、このような大規模開催の場合、同一事業者が連続出店することを認めていただけますか。</p>	<p>仕様書「4催事の概要 (3)出店規模」において、「同一事業者は連続して出店できないこととする。（受託者自身が出店する場合を除く。）」との規定があります。</p> <p>原則として、この規定を遵守し、当該業務の出店者の固定化やマンネリ化を防ぐ出店計画を策定してください。</p> <p>ただし、大規模開催時において、新規出店者の確保が困難な場合に限り、仕様書の要件である「創業5年以内程度の事業者が50%以上」を維持し、かつ各回4店舗以上の規模を確保した上での補填措置として、個別に協議の上で認める場合があります。</p>
7	<p>複数の事業者が集まって任意団体をつくっているのですが、運営として連続出店は可能か？</p>	<p>仕様書「4催事の概要 (3)出店規模」の「同一事業者は連続して出店できないこととする。（受託者自身が出店する場合を除く。）」という規定があります。</p> <p>任意団体が受託者となっている場合、その代表者1名は「受託者自身」として連続出店が可能ですが、それ以外の構成員については原則として連続出店は認められません。</p>
8	<p>新規事業者割合は減らせないか？（創業者50%では、運営がとても大変です）</p>	<p>当該業務は、仕様書「2委託業務の目的」で「創業間もない事業者や起業を目指す者等へテストマーケティングの場を提供し、事業者コミュニティの形成及び万代庁舎のにぎわい創出を図ることを目的とする」としております。</p>
9	<p>開催テーマに合わせて、新規事業者の応援だけでなく老舗店の応援や継続するための応援としても開催したいので、新規事業者が0でもいいのか？</p>	<p>そのため、「出店者に占める創業5年以内程度の事業者を50%以上」となるよう開催規模を調整してください。</p>

10	<p>ガスフライヤーの使用はできないか？また火がちゃんと囲われている鉄板など、ある一定の条件があれば使用ができないか？（今だしている条件だとやりたいマルシェができない）もっと緩和処置はないか？</p>	<p>仕様書「5委託業務の内容 (7)運営上の留意事項 ウ調理器具の使用及び禁止事項」の規定に基づき、「火気（ガスコンロ、炭火等の裸火）の使用は、キッチンカーを除き、原則禁止」とします。</p> <p>安全管理および防災の観点から、テント等の露店形態における火気使用の緩和は行いません。</p> <p>調理を行う場合は、同項にある通り「IHクッキングヒーターやホットプレート等の電気調理器具のみ使用可能」となります。</p>
11	<p>18:15までとありますが、それ以降はだめですか？平日開催となるともう少し伸ばして19時までだとありがたいです。</p>	<p>仕様書「4催事の概要 (1)開催日時」で「時間：開庁日の8：30から18：15までを基本とし、随時委託者との協議による。」としております。</p> <p>19時までの開催を希望する場合は、事前に委託者との協議をお願いします。</p>
12	<p>室内で販売のとき、露店の3方向囲って電気フライヤーなどで揚げ物やホットプレートで焼きそばやお好み焼きなどの調理は可能ですか？</p>	<p>仕様書「5委託業務の内容 (7)運営上の留意事項 ウ調理器具の使用及び禁止事項」で「調理等を行う際は、大量の煙や強い臭気を発生し、来庁者や庁舎業務に支障を及ぼすことがないように十分配慮すること。」と規定しております。</p> <p>室内で調理を行う場合は、大量の煙や強い臭気を発生する揚げ物や焼きそば、お好み焼き等は来庁者や庁舎業務に支障を及ぼす可能性がありますので、不可です。</p>